

工事仕様書

- 1 工事名 能代公共職業安定所庁舎クーリングタワー取替工事
- 2 工事場所 能代公共職業安定所 (能代市緑町5-29)
- 3 工期 契約の日から 令和 6 年 11 月 29 日まで
- 4 工事仕様等

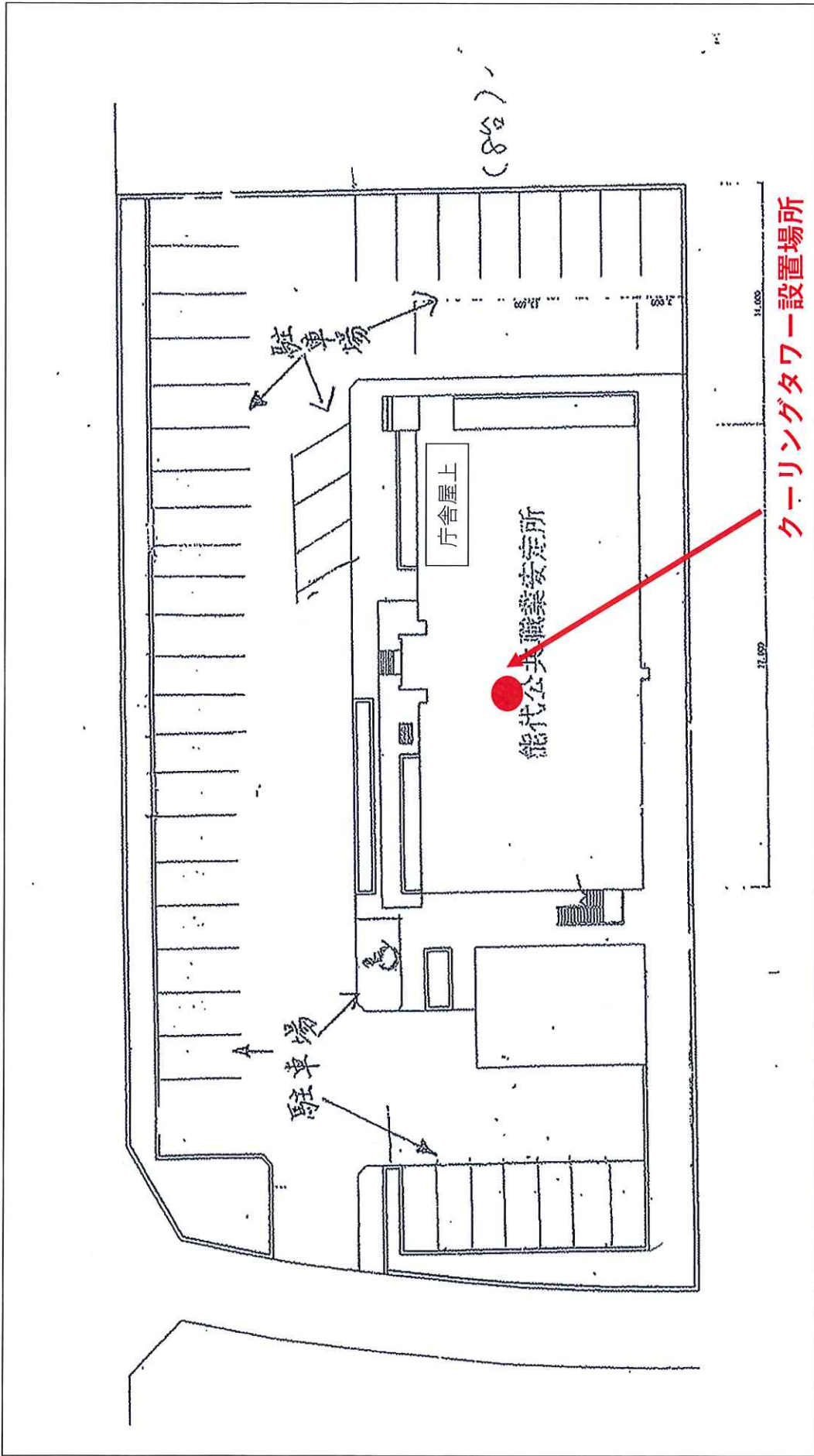
(1) 工事箇所 (工事内容)

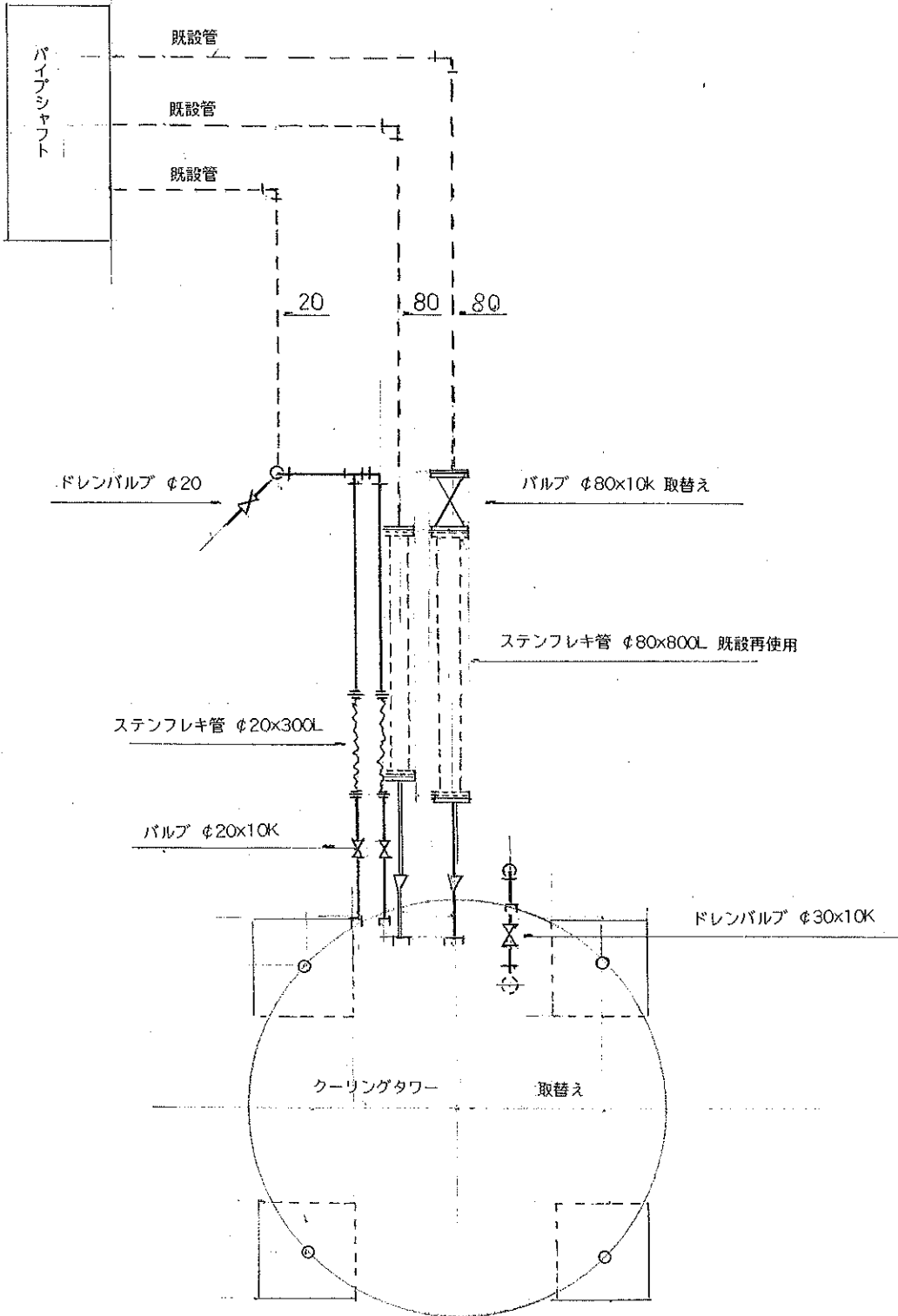
項目	規格	数量	単位
【クーリングタワー取替】			
・クーリングタワー	冷却能力：136kW 循環水量：390L/min 電源：三相200V 50/60Hz ※参考製品 三菱 HT-30KE ※基礎は既設利用	1	台
・架台	制作 鉄製・亜鉛メッキ塗装 (高さ150mm*幅75mm*鉄骨の厚さ9mm程度) ※別添図面参照	1	式
・塩ビライニング鋼管	VB Φ20	1	本
・白鋼管	SGP Φ80	2	本
・白鋼管	SGP Φ65	1	本
・塩化ビニール管	VP Φ30	1	本
・継手、接合材		1	式
・支持金物	配管架台 共 (ステンレス)	1	式
・スリースバルブ	Φ80*10K、フランジ付	1	個
・スリースバルブ	Φ32*10K、ねじ込み	1	組
・スリースバルブ	Φ20*10K、ねじ込み	3	組
・フランジ接合材	Φ80、パッキン、ボルト、ナット	5	組
・ステンフレキ管	Φ20*300L、ユニオン式	2	個
・凍結防止ヒーター	3m (パイロットランプ付)	1	個
・凍結防止ヒーター	2m (パイロットランプ付)	1	個
・保温工事	ロックウール、ステンラッキング	1	式
・配管工		1	式
・搬入、据付、接続		1	式
・試運転調整		1	式
・既存機器撤去、搬出、処分		1	式
・200V電源取外し及び再度復旧		1	式
【クーリングタワー点検梯子取付】			
・点検梯子		1	式
・基礎部分補修	シーリング共	1	式
・搬入、設置		1	式
・既存梯子撤去、搬出、処分		1	式
※詳細については別添図面及び写真参照。なお、クーリングタワーについては規格を満たすものであれば参考製品以外の納入も可能。実際の製品の設置・運転に支障のないよう、架台の制作、部材調達等を行い、工事を実施すること。			

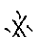
- (2) 提出書類
 - ・ 工事写真（施行前、施工中、施行後）
 - ・ 工事完成図
- (3) 設置環境及び設置後に他の設備等に支障を与えないよう十分に調査を行うこと。
- (4) 受注者の責めに帰すべき理由により、建物や設備等を損傷させた場合は、速やかに下記5の現場責任者へ連絡し、受注者の負担により原状復帰すること。
- (5) 撤去材等については、各法令等を遵守し適切に処分すること。
- (6) 納品及び設置作業については、窓口業務（平日8時30分～17時15分）に支障が出ないように留意のうえ実施すること。
- (7) 労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところに従い、工事の安全に留意し、施工に伴う災害、事故の防止に努めること。

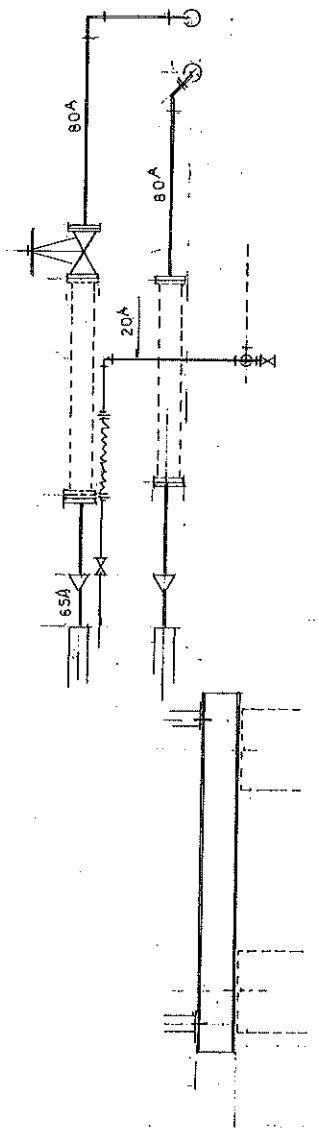
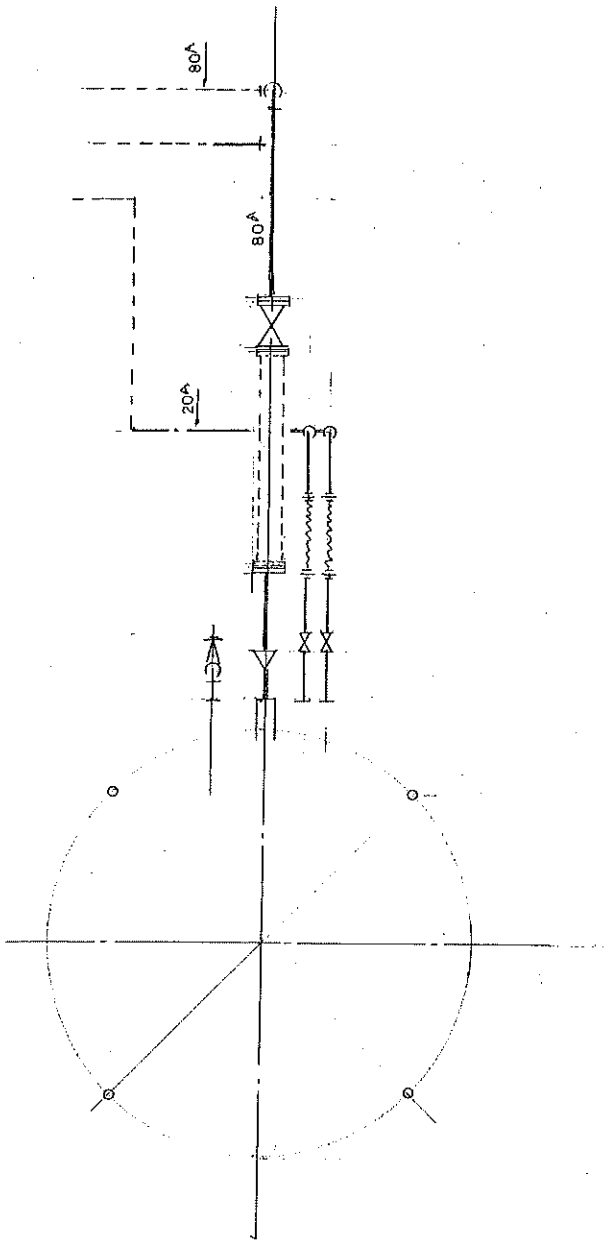
5 その他

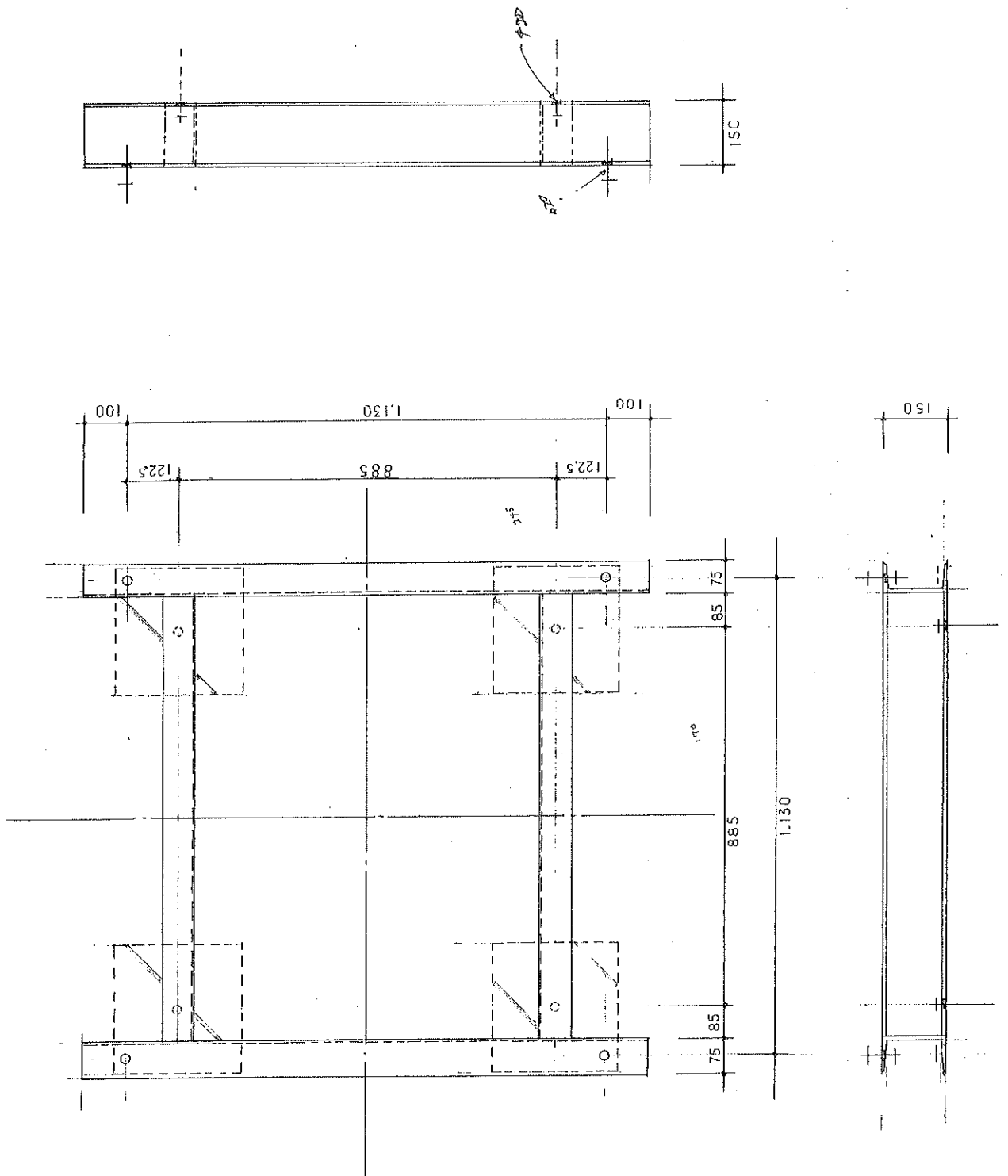
- (1) 適正に工事を行えるか現地を確認したうえで、入札書を作成すること。
- (2) 入札金額には、準備・調査費、運搬費、各種設置費、撤去材処分費等の本工事に係る全ての経費を含むこと。
- (3) 現場確認連絡先は下記のとおり。
能代公共職業安定所 管理課 萩野 電話0185-54-7311
(現場確認時は事前に連絡してください。)
- (4) 仕様に関する問い合わせ先は下記のとおり。
秋田労働局総務課会計第三係 長尾・佐藤 TEL018-862-6681
- (5) 再委託については別紙のとおり。





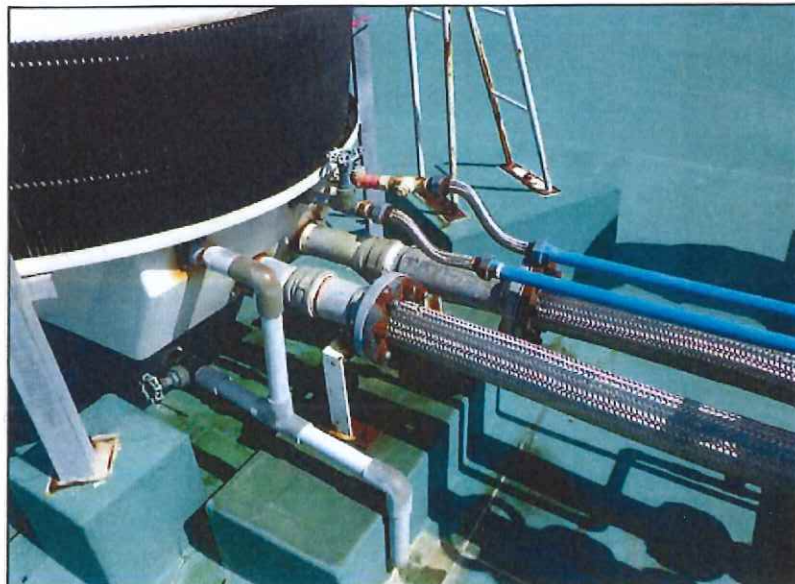
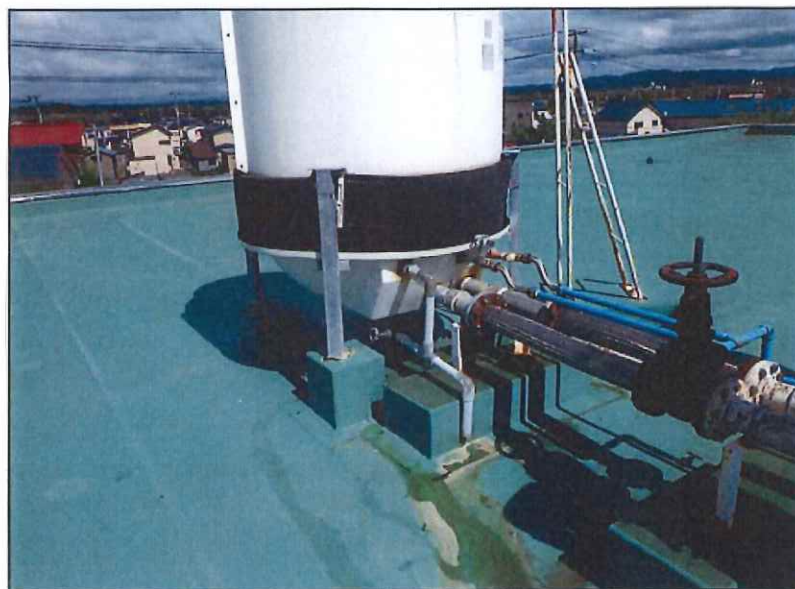

 給水管は凍結防止ヒーター巻き及び保温・ステンラッキング巻き





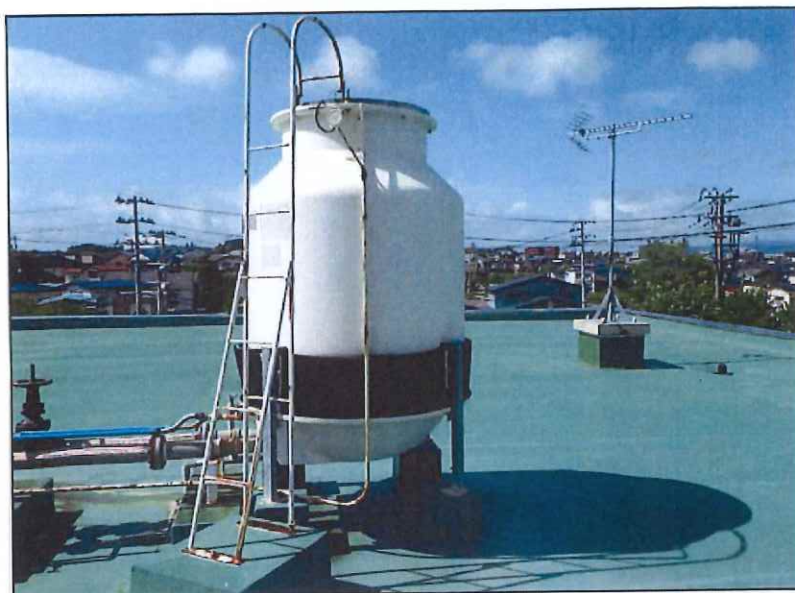
110-7-7. フォンブグワ-線図.

既設クーリングタワー写真
(HITACHI 型式MT-30L1)



既設クーリングタワー写真

(HITACHI 型式MT-30L1)



再委託についての要件

1. 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2. 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記第1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3. 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。